



印西市と白井市とのまちづくりに関する連携協定



印西市(以下「甲」という。)と白井市(以下「乙」という。)は、相互の緊密な連携と協力のもと、それぞれの資源や特性を活かしながら、地域の課題に迅速かつ的確に対応し、住民サービスの向上及び地域の持続的発展を図るため、まちづくりに関する包括的な連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は本協定に基づき、相互の緊密な連携と協力のもと住民福祉の向上と魅力あふれる地域の形成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、必要に応じて連携及び協力を行うものとする。

- (1) 子育て支援及び教育振興に関すること
- (2) 健康増進及び地域福祉向上に関すること
- (3) 災害対策、防災、防犯及び交通安全に関すること
- (4) 環境保全及び都市基盤整備に関すること
- (5) 移住定住促進、観光及び経済振興に関すること
- (6) 文化及びスポーツ振興に関すること
- (7) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

(取組体制等)

第3条 前条に定める連携事項の具体的な実施については、別に協議し必要に応じ、個別に覚書等を取り交わすものとする。

2 本協定に基づく、連携事項の進捗管理及び情報の共有のため、会議を行うものとする。

(経費負担)

第4条 本協定に基づく、連携及び協力に要する経費の負担については、甲及び乙が協議し、別に定めるものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和13年3月末日までとする。

(協定の見直し及び更新)

第6条 本協定の内容は、甲及び乙が協議のうえ、見直しすることができる。なお、本協定の有効期間が満了する6ヶ月前までに、甲及び乙が特段の申し出を行わない時は、有効期間が満了する日から1年間はこの協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年10月14日

甲 印西市 印西市長

乙 白井市 白井市長